

平成31年生駒市教育委員会第1回定例会会議録

1 日 時 平成31年1月28日(月) 午前9時07分～午前10時27分

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

- (1) 議案第1号 生駒市英語教育カリキュラムの作成について
- (2) 議案第2号 生駒市保幼小接続カリキュラムの作成について
- (3) 議案第3号 生駒市教育委員会の事務局に設置する指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 平成30年議案第26号 教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラムの策定について

4 出席委員

教育長	中 田 好 昭		
委 員 (教育長職務代理者)	飯 島 敏 文	委 員	寺 田 詩 子
委 員	神 澤 創	委 員	浦 林 直 子
委 員	坪 井 美 佐	委 員	レイノルズあい
委 員	西 井 久 之		

5 事務局職員出席者

教育振興部長	真 銅 宏	生涯学習部長	八 重 史 子
教育振興部次長	吉 川 和 博	教育総務課長	辻 中 伸 弘
教育指導課長	城 野 聖 一	学校給食センター所長	植 島 秀 史
こども課長	前 川 好 啓	こども課指導主事	川 田 奈 津 子
こども課指導主事	新 土 和 美	子育て支援総合センター所長	辻 本 多 佳 子
生涯学習課長	向 田 真 理 子	図書館長	西 野 貴 子
スポーツ振興課長	吉 岡 秀 高	教育総務課課長補佐	山 本 英 樹
教育指導課課長補佐	滝 澤 治 生	こども課課長補佐	松 田 悟
生涯学習課課長補佐	梅 谷 信 行	スポーツ振興課課長補佐	西 政 仁
教育総務課 (書記)	牧 井 望	教育総務課 (書記)	鬼 頭 永 実

6 傍聴者 2名

午前9時07分 開会

○開会宣告

○日程第1 前回会議録の承認

○日程第2 会期・会議時間の決定

○日程第3 諸般報告

- ・2月の行事予定について、辻中教育総務課長、向田生涯学習課長から報告
(質疑) なし

○日程第4 議案第1号 生駒市英語教育カリキュラムの作成について

- ・生駒市英語教育カリキュラムの作成について、城野教育指導課長から説明
<参照：議案書p1、別冊1>
(質疑)

イノダ 委員：小学1年生から中学3年生まで段階を踏んで学習していくという生駒市教育大綱に沿ったカリキュラムとなっており、英語教育推進委員会の皆様のご尽力に感謝したい。また、本カリキュラムを英語版で作成する予定はあるのか。学校現場で指導していただいているALTの先生方にも、本カリキュラムを理解した上で指導していただくのが望ましいため、概要版だけでも検討いただきたい。また、別冊1の7ページ目以降、小学1年生から中学3年生までの年間計画をご提示いただいているが、季節や時事的なものについて、例えば生駒市は秋に火祭りがあるなど、その時々身回りで起こっている事柄を英語で話せるようになることが望ましい。また、フォニックスについて、小学3年生から採り入れられていて、小学5～6年になると、綴りを見れば発音が分かるようになるという具体的な目標が設定されていて良い。ただ、どのような段階を追って指導すれば良いか、現場の先生方にも分かるような記載があればより良いと感じた。

飯島 委員：内容が多過ぎず、各学年でどのような指導をしていくのかが明確である。また、実際の授業を見学した際、英語で話すことに対して、子どもたちが気おくれを感じている姿が散見された。ALTを配置し、話す機会があるにもかかわらず、誰も手を挙げない、誰も語らない時間が長く、積極的に活用できていない印象を受けた。子どもたちの個々の性格等によって、どのような環境であれば発言しやすいかという点については、普段から子どもたちの様子を見ている担任の先生方にしか分からない。担任の先生には、そのような空気づくりに努めていただきたい。

中田教育長：本カリキュラムについては、2月に開催される総合教育会議にて報告するとともに、平成31年4月から学校現場で活用していくため、事務的な手続きを進めていく。

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第5 議案第2号 生駒市保幼小接続カリキュラムの作成について

- ・生駒市保幼小接続カリキュラムの作成について、新土こども課指導主事から説明
＜参照：議案書 p 2＞

(質疑) なし

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第6 議案第3号 生駒市教育委員会の事務局に設置する指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- ・生駒市教育委員会の事務局に設置する指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定について、辻中教育総務課長から説明
＜参照：議案書 p 4、資料1～2＞

(質疑) なし

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第7 平成30年議案第26号 教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラムの策定について

- ・教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラムの策定について、城野教育指導課長から説明
＜参照：議案書 p 5、別冊2＞

(質疑)

中田教育長：本プログラムは、学校教育のあり方検討委員会の答申を受けて、生駒市教育委員会としての意志を明確化するためのものであり、予算の裏付けが無くても承認・策定されるものである。

真銅部長：本プログラムは教育委員会としての方針である。予算措置の有無に関わらず、多岐にわたる内容であるので、慎重にご審議していただく必要があるため、必要であれば、継続して審議していただきたい。

中田教育長：予算査定の段階で公表すれば、予算が付かないまま先走っていると思われるが、教育委員会としての方針であり、実際予算の有無は関係がない。ただ、誤解を避けるため、現段階で策定となったとしても、予算の審議が終わってから公表すればいいのではないかと。時期としては、学校現場

には3月、市民の皆様には4月が適切だろう。学校教育のあり方検討委員会や英語教育推進委員会を開催し、プログラム等の作成を行っているが、それぞれ予算措置とは別物であり、教育委員会としての方針を示すものである。予算措置が無くても、現場はそのプログラムに沿って教育課程の作成に着手しなくてはならない。

寺田委員：最も困っているのは、まだ時間の使い方が分かっていない若手の先生方である。以前幼稚園でタイムカードが導入されたとき、若い先生は装飾などの庶務も多く、時間配分が分からないまま時間内に終えられず、結局仕事を家に持ち帰るということが多くあった。単にプログラムを提示するだけでなく、時間の使い方について、事務局と学校で話し合いをすべきだと思うが、そのような機会はあったのか。

城野課長：今年度8月に教員に集まっていたき、ワークショップを開催した。また、先生の間でワークショップをしている学校もある。管理職を含めて話し合う中で、先生方の意識に変化や気づきがあったと思う。持ち帰り仕事等、先生方が抱えている問題については、今後も各校と相談しながら継続的に取り組んでいきたい。

寺田委員：本プログラムのみでの通知であれば、現場が対応しきれないと思ったが、取り組まれているのであれば、引き続き現場への対応をお願いしたい。

中田教育長：学校教育のあり方検討委員会に幼稚園・保育園の代表や組合員が入っているため、その方から現場に情報提供はある。人的な配置については、予算要求はしているが、予算がつかなくても教育委員会としてどうしていきたいのかという意志を示さなくてはならない。むしろ予算要求の際も、意志表示がないと予算が通りにくい。現場との話し合いの中で、方針を策定することで、説明責任も果たすことができる。

西井委員：本プログラムは学校現場が抱えている問題を示しているが、全てが網羅できていない。先ほど寺田委員からもご発言があったが、先生は学級通信の作成や、掲示物の作成など、持ち帰り仕事が多く、業務を抱え込み過ぎている。保護者のニーズもあり、削減できない仕事も多い。文科省からも様々なカリキュラムが示されているが、人的措置をするか、何らかの業務を削減していくなど、現場の調整をしていかなくてはならない。また、前回坪井委員からもご発言があったが、午後5時までの教員の勤務時間すら、保護者に知られていない。保護者のライフスタイルに合わせるのが当たり前になりつつあることがおかしい。各学校からではなく、教育委員会から、年度当初に保護者に対して勤務時間をお知らせするのが良いのではないか。

城野課長：先生方の勤務の実態について、保護者等に周知ができていない状態のまま、先生方の負担が増えている。教育委員会として、保護者への周知等していきたい。

- 中田教育長：10ページの「①最終退勤時刻の設定及び徹底」において、「生駒市教育委員会が策定する教職員の勤務時間の上限に関する方針を踏まえ」とあるが、今後方針を作成するのか。
- 城野課長：具体的な勤務時間等を記載した方針を、今年度中に作成する。また、作成後、保護者にも配布する予定である。
- 西井委員：10ページに記載されている方針は上限を定めるものであると理解している。保護者向けの通知文には、上限ではなく、原則的な勤務形態を提示するのが望ましい。欠席の連絡等の対応については、就業時間前後に先生方が残業している間に対応しているのであって、原則の勤務時間は8時30分から5時までであるという学校の実情を、保護者に理解していただく必要がある。
- 辻中課長：勤務時間の通知については、一昨年、県教育委員会より教職員の勤務時間に関する保護者向けチラシの案を各校長に配布している。学校によっては、そちらを活用し、校内掲示や保護者への配布をしている。
- 西井委員：そのようなひな形があるのであれば、毎年通知してもいいのではないかと。先生方は子どもたちのためならオーバーワークもやむなしと考えている方が多いが、学校現場の実情を知っていただく必要がある。市教育委員会から通知していただきたい。
- 飯島委員：前回より大幅な修正をしていただき感謝したい。16ページ以降、アンケート調査結果を掲載されている。詳細な調査をされていて、勤務時間が長い、不規則な勤務によって心理的負担・疲労を感じている先生が多いと分かった。25ページ「へとへとだ（運動後を除く）」や「朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる」は中学校の先生方に該当者が多いが、「やる気が出ない」は小学校の先生方が圧倒的に多い部分が気になった。このような実情は、全国的な傾向なのか、生駒市固有の傾向なのかは分からないが、1ページ「第1編 プログラムの策定に当たって」の「(2) プログラム策定の背景」において、これほど丹念に調べた生駒市の調査結果が文言の中に反映されていない。策定の背景にこの調査結果も反映させることで、本プログラムの説得力がさらに増すと思われる。目的・期間・対象にも反映できる部分があると思うが、特に背景の部分について、調査結果を踏まえた文言が入っていることが望ましい。
- レイルス委員：本プログラムはなるべく迅速に実施していただきたい。本プログラムの策定に限ったことではないが、現場の先生についても、完璧主義であるがゆえに時間がかかってしまい、アクションが遅れていってしまうという悪循環に陥りがちである。8割出来た段階からまず実行していき、実情に応じて後から変更すれば良いと思う。また、時間という可視化しにくいものを創造することを目的としたプログラムであるので、いかに「見える化」させていくかが重要になってくる。3ページの目標3

には、「「過労死ライン」といわれる1ヶ月の80時間を超える教職員数をゼロとします」とあるが、各校の実情に合わせて、いつまでに、何を、何%削減するのか、あるいは新たな時間を何時間創造するといった、具体的な数値目標を設定していただく必要がある。またその取組についても学校間で共有し、他校の状況を知る機会を用意することで、生駒市全体としての取組・実情・数値目標を「見える化」していただきたい。

浦林委員：9ページの取組方針2の「(3)部活動休養日及び部活動時間の徹底」にあるように、先生方の働き方改革において、放課後や土日に部活動の時間が制限される中で、朝練をされる部活動が多い。教員の働き方改革とは別の視点となるが、朝練は7時30分から開始するとすれば、逆算して計算すると、朝食の時間から子どもが6時間ほど何も食べられない状況が生じる。その状態では、子どもたちが授業中に集中力が続かないほか、健康・栄養の点からも望ましくない。先生方も部活動の時間が制限される中で、熱心に部活動をしていただいているものかとは思いますが、子どもの身体に対する影響も考慮した上で練習時間を決定していただきたい。

坪井委員：11ページの取組方針3の「(1)統合型校務支援システムの導入」について、統合型校務支援システムの導入によってデジタル化される業務のシミュレーション等は既に実施されているのか。

城野課長：統合型校務支援システムについては、県の事業であり、県にて入札し、来月には業者が選定される予定である。市内の学校では、あすか野小学校・大瀬中学校で試行実施される。シミュレーションとしては、現在、実験的にサイボウズにて出退勤管理をしていただいている。実装される機能等についても業者が決定しない限り確実ではないが、11ページに挙げている主な機能については、統合型校務支援システムが導入されれば、デジタル化できると情報共有を受けている。

坪井委員：統合型校務支援システムについては、市町村教育委員会研究協議会で他市町村の教育委員からもお話を伺った。私自身予備校で通知表をつくる際、同様のシステムを使っているが、かなりの時間短縮につながり、学校でも使用されれば働き方改革につながると感じた。また、31ページの「年次有給休暇取得について」において、「わからない」という回答はどういう意味か。

城野課長：学校は印鑑での出勤簿管理をしており、もちろん紙面上で管理はしているが、教職員本人が自身の有給休暇の残日数を把握されていない。

西井委員：学校の教職員は時間休も取得できるので、自身の有給休暇が残っていることは把握しているものの、通算して何日と何時間という形で把握していないことが多い。

中田教育長：学校現場では、タイムカードがないため、時間管理の観念が薄い。

神澤委員：登校日数の情報について、私自身、複数の大学で講義を行っているが、学生らの出欠は、紙、スマートフォン、カードの3種類で確認している。出欠を紙で取っていると、システムに出欠情報を移すという教員の雑務が発生する。単にシステムを導入するだけではなく、先生方の負担が本当に軽減されるようなシステムになっているのか、例えば児童生徒がスマートフォンで直接出席をできるようにならないかなどといった、具体的な話を業者と詰めていっていただきたい。

城野課長：統合型校務支援システムにおいて、タイムカード機能等はオプションである。現段階ではどのようなオプション機能が付くかは分からない。

神澤委員：紙で出欠をとっている場合、学生の出欠を先生がシステム入力している。システムが一応整備されていても雑務が多いままの場合もあるので、注意していただきたい。子どもたちのスマートフォンがシステムに直結していると、子どもたちの安全という観点からも良いので将来的にも検討していただきたい。

城野課長：現段階の統合型校務支援システムでは、児童生徒の出欠は手入力しなくてはならないが、一度出欠情報を入力することで、通知表等に個々のデータが反映されるようになる。従来の通知表作成等の手間を思えばかなりの効率化と言える。

神澤委員：今よりもICT化が進み、将来的には、児童生徒ら自身で直接システムに入力できるようになるのが最も望ましい。

中田教育長：もちろん今すぐはできないが、将来的に、児童生徒らが直接出欠情報を入力できるような機能を導入していくのが望ましいというご提案であろう。例えば、現在登下校時メール配信システムを活用している学校もあるが、そのシステムと統合型校務支援システムとを接続し、出欠確認も同時にとるという形でもいいだろう。将来、様々なニーズが増えたときに対応できるような汎用性のあるシステム構築を、市から要望していきたい。また、先生方の出退勤に関しては、現在協議中とのことであったが、費用対効果も検討しつつ、デジタル化していきたい。

飯島委員：坪井委員のご発言にあった年次有給休暇の残日数の把握について、先生方は自身の出退勤情報等を把握されていないというよりは、基本的に有給休暇を取得しないために、残日数を把握する必要がないと感じていると思う。有給休暇を取得することによって、自身のリフレッシュに充てていいのだという意識を先生方にも持っていただくように働きかけていかななくてはならない。先生方自身で残日数を把握することによって、有給休暇を活用して、リフレッシュしていいということを意識していただければと思うので、統合型校務支援システムを有効に活用していただきたい。

神澤委員：16ページ以降の調査について、厚労省のチェックリストをもとに作成していただいているかと思うが、結果を見ていると、うつ状態が懸念される先生もおられるのではないかと思う。今回は調査を行った後の面談ができていないと思うので、是非面談を実施していただき、管理職から有給休暇を使うように促すなど、先生方の体と心の健康を保てるように気にかけていただきたい。

中田教育長：労働安全衛生法が平成31年4月1日に施行される。従来は民間企業において、過労死ラインである1月あたり80時間以上の残業時間がある従業員について、産業医の面談を受けさせる義務があった。改正後、学校においても、校長は面談を受けさせることが義務になった。学校現場も以前よりはメンタルヘルスクエアが整備されてきており、その対応をしていく中でも、教職員の時間管理をしていかななくては、行政が問われる。神澤委員からご指摘があったように、学校現場は、民間企業なら病欠になるような労働環境になっている場合もあり、先生方の気概で続けていただいている状態だ。法整備を契機として、学校現場の労働環境について、先生方にもご理解していただき、改善に向けてご協力いただかなくてはいけない。

また、本件については、1ページ目の背景の部分に修正が生じたことから、継続審議していく。

審議結果 【継続審議】

○日程第10 その他

- ・生駒市教育委員会表彰要領の改正について、辻中教育総務課長から説明
＜参照：その他資料1＞
(質疑)

中田教育長：今年度は被表彰者の該当はなしか。

辻中課長：学校には毎年10月に照会し、11月に報告をいただいているが、今年度はなかった。

西井委員：学校の周りでは、毎日地域の方々が見守りをしている。以前現場に努めていた際、見守りをしている方々を市民功労表彰に挙げたが要綱に該当せず、通らないことが多く、教育委員会表彰を作ったという経緯があったかと思うが、近年はあまり表彰されていないのか。

辻中課長：平成27年度より表彰を行っているが、初年度が最も多く、生駒小学校の「としょっクス」、生駒台小学校の「生駒台小学校読み聞かせ有志の会」、「清朗会」、生駒東小学校の「東地区自治連合会生駒東小学校子ども応援隊」、「生駒東小学校読み聞かせの会」、「生駒東小学校図書ボランティア」、

桜ヶ丘小学校の「桜ヶ丘自治会」である。読書活動や登下校時の見守り活動をしていただいている団体が多い。

西井委員：個人も表彰できるようにならないか。個人的に貢献している方も多い。

辻中課長：団体のみが対象となる。例えば、自治会長が個人的に見守り活動をされている場合は、自治会として表彰するのか、個人で表彰するのかの見極めが難しいため、個人への対象拡大は考えにくい。

西井委員：見守りの団体は教育委員会表彰だけでなく、警察での表彰等様々な表彰を受けている。同じくらい熱心に活動していただいている方もいるにもかかわらず、個人が表彰されないのは残念に思う。

中田教育長：ある学校では、個人的に見守りをしている方を独自で表彰し、子どもたちから感謝の手紙を贈ったりしている。教育委員会として個人を表彰するとなると、拾いきれないことが懸念される。

浦林委員：校長先生からの推薦によって教育委員会表彰をしているかと思うが、一つの学校で複数の見守り団体がある場合があるので、校長先生にとっても推薦するのは難しい。

西井委員：単年でなく、継続的にされている団体が多いので、各団体にお声掛けして、1年ごとに表彰すればいいのではないか。

坪井委員：団体は関係なく、腕章がなく、単に立ってくださっている方もいる。

浦林委員：そのような方にこそ、学校にお呼びして、子どもたちからお礼の手紙を渡すなどの方法で表彰してはどうか。団体ではない個人的なものについては、大々的な表彰をされることを敬遠される方もいる。

西井委員：毎日ゴミや空き缶を拾って回っている方がいるが、このような方こそ市民功労として表彰されるべきなのに、推薦する方がいなくて残念だと感じる。

八重部長：個人で活動されている方については、市民憲章実践推進者として推薦するのはどうか。委員から推薦状を出せば、対応可能かと思う。

浦林委員：市民憲章実践推進者として推薦され、団体・個人を問わず、毎年15人程度表彰されている。地域の目があるので、西井委員がおっしゃっていたような個人的に活動されている方など、幅広い方が表彰されている。

中田教育長：市民憲章実践推進者として、学校から推薦すればいいのではないか。

八重部長：校長会からも委員に入っている。ただ、候補者がたくさんおられるので、絞るのが難しいと校長からもお声を頂いている。

中田教育長：市民憲章実践推進者について、教育委員会にてこのような議論がされていたことを担当課にも共有しておいていただきたい。

○閉会宣告

午前10時27分 閉会